

2023年10月25日

埼玉県知事
大野元裕様

第59回埼玉県消費者大会
実行委員長 柿沼 トミ子

要 請 書

私たちは、春に22の県域・地域の消費者団体で実行委員会を発足させ、本日「誰ひとり取り残さない社会を目指して～わたしたち消費者の行動が未来をきめる～」をスローガンに、第59回埼玉県消費者大会を開催しました。

SDGsの理念である「誰ひとり取り残さない持続可能な社会」を実現するために、実行委員会での論議や学習を今後の活動に活かし、くらし・地域を豊かにするために行動するとともに、消費者市民社会の実現に向けて各団体の活動を埼玉県で実践していきます。

また、私たちを取り巻く社会情勢やくらし、埼玉県の現状から話し合い、基本的人権を尊重し、すべての県民が健康で文化的な生活を営み、安心してくらす豊かな埼玉県を創造できますよう、実行委員会としてここに、国や埼玉県への要請事項をまとめましたので、以下に記します。

記

1. ジェンダー平等、ダイバーシティの実現に関して

- (1) 日本のジェンダーギャップ指数は、世界146か国中125位と、昨年よりさらに順位を下げる結果となっています。ジェンダー平等を前進させる手段のひとつとして、国民の多くが賛同し、理解も進んでいる選択的夫婦別姓制度を速やかに導入するよう、県として国への働きかけを強めてください。
- (2) いわゆるLGBT理解増進法が成立したことが一步前進ですが、他の先進国に見られる差別禁止条項は盛り込まれませんでした。今年是世界人権宣言が発せられて75周年になります。多様性を尊重し活力ある社会を実現するため、「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向」を理由とする差別的言動を禁止する包括的な法律を制定するよう、国に要望してください。
- (3) 少子化・高齢化が加速し、人口減少社会となる中で、活力ある地域社会を維持するうえでは、介護・保育・放課後児童クラブ・消費生活相談など女性就労の多い職業の処遇改善は待ったなしです。国、県、自治体が連携して処遇を改善するよう要望します。

2. 消費者行政の充実に関して

- (1) 埼玉県消費者大会を含めて消費者団体が交流し学習することは、消費者教育の重要な場でもあります。また、消費者被害を防止するための見守り活動においても、身近な地域で消費者団体が活動していることが大切です。オンライン等費用が嵩む現状を考慮し、消費者大会への助成額の増額と消費者団体への委託事業の継続をお願いします。
- (2) 若年層の相談の増加が顕著になっています。美容に関する相談や副業・投資など儲け話に関するトラブルが多く寄せられています。「闇バイト」のように被害者が加害者になってしまう不幸な事態を防ぐため、若年層を対象とした教育を一層推進してください。
- (3) 高齢者の消費者被害防止に向けては、官民連携による地域での見守り活動の推進が重要です。地域共生社会の実現を目指して国が進める重層的支援体制の整備事業をふまえ、

地方自治体において福祉部門と消費部門の庁内連携が図られるよう対応をお願いします。

- (4) 埼玉県が、消費生活相談窓口を民間に委託せず実施していることを評価します。消費者被害の防止に向け、相談体制の確保や相談員のスキルアップ等、引き続き、行政の役割として進めるよう要望します。また、18歳成年および拡大する消費者被害の防止に向けて、消費生活相談員による消費者教育の質と量の向上を図るために、県登録講師の育成を支援してください。また、講師の資格に応じた謝金額の増額を求めます。

3. 食の安全・安心に関して

- (1) 埼玉県内どこに住んでいても同じレベルの食品衛生監視指導がおこなわれ、食の安全が確保されるよう、保健所の体制確保と人材育成をお願いします。
- (2) ゲノム編集食品については、消費者が正しく選択できるよう、開発の届け出と表示の義務づけを、引き続き国に求めてください。
- (3) ゲノム編集食品やフードテックなど新たな食品の動向について、県民への正しい情報提供とリスクコミュニケーションの積極的な実施に努めてください。
- (4) 埼玉県産小麦を活用した学校給食用のパンの開発を進めてください。また、3年連続で「特A」の評価を得た「彩のきずな」など、県産米の広報を強めてください。
- (5) 食料・農業・農村基本法の改定に向けて、埼玉県としても消費者とのコミュニケーションの場を設定してください。

4. 県民の暮らしへの安心に関して

- (1) 病院給食の食材費や水光熱費、医療資材費の高騰により、医療経営が圧迫されています。誰もが医療を受けられるよう、医療事業者に対する地方創生交付金の活用などによる補助を継続してください。
- (2) 想定を超える少子化と子どもの貧困が大きな社会問題となっているなかで、地方自治体の多くが、子どもの医療費を無料とする制度を導入していることをふまえ、県の事業として、高校卒業までの医療費を無料とする制度を創設してください。また、全国一律の制度として確立するよう、国に要望してください。
- (3) 貧困・格差問題が社会的に認知されるようになって10数年が経過しました。この間、国・県・自治体から支援策が実施されてきましたが、貧困・格差の実態調査は3年に1回の実施に留まっています。貧困は、可視化しにくいことが対策の遅れにつながります。毎年調査を実施し、結果を対策に活かせるよう、国に要望してください。
- (4) 2024年～26年の市町村介護保険事業計画（3か年）においては、後期高齢者の増加に見合う介護サービス量の確保が極めて重要です。とくに在宅での生活を支える地域包括ケア型サービス（小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護、グループホーム）や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）が拡充されるよう、自治体への働きかけを強めてください。また、24年度の介護保険制度改定において、利用料の負担増は慎重に検討するよう、国に要望してください。
- (5) 社会的弱者の孤立を防ぐためには、デマンド型乗り合いタクシーなど地域の足となる移動手段の整備が欠かせません。国の制度を活用し、自治体・地域住民・事業者が協議し地域の実情に合わせた移送サービスを展開できるよう、県として支援してください。
- (6) 今後の感染症リスクに備えるため、県内の中核的な役割を担う自治体に保健所が設置されるよう、引き続き働きかけをお願いします。
- (7) 気候変動に伴う水害への「適応策」として、「流域治水」という考え方にもとづき、田んぼダムなど水田の貯留機能、ため池、排水施設、農業用ダムの事前放流など農地・農業水利施設の活用を検討してください。また、都市部については国や自治体と連携し、防災調整池や雨水貯留施設も拡充してください。

5. 脱炭素化など環境の課題に関して

- (1) 脱炭素社会の実現は最優先の課題です。県が消費者の省エネ・脱炭素行動を強力に後押しすることを求めます。具体的には、新築住宅における高断熱化および既存住宅における断熱改修の促進、省エネ性能の高い家電等買い替え促進、グループ購入などによる再エネ利用の促進が進むよう、県としての施策を推進してください。
- (2) 私たちは、リサイクルの視点から、くらしから出るごみを何種類も分別していますが、生ごみについては燃やすことを基本としているために、日本全体のリサイクル率は20%程度と低く、OECD加盟国の中でも最低ランクとなっています。生ごみの資源活用等、実効性のある政策を検討し、推進してください。

6. 教育の課題に関して

- (1) 教職員体制を整備し、小学校の35人学級を進めるとともに、中学校の35人以下学級についても実現するよう、義務標準法の改正を国に要望してください。また、国に先駆けて実施できるよう、県として検討してください。
- (2) 埼玉県では、デジタルトランスフォーメーション推進計画にもとづき、さまざまな教育場面でのデジタル化を進めているところですが、高等学校でのタブレット等の購入は各家庭負担となっています。無償化や購入できない家庭への費用補助等を検討してください。